

遊戯施設（改正該当箇所 抜粋）

別表

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四	卷上装置	ワイヤロープ 卷上装置 主索	径の状況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
			素線切れの状況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 次に掲げる基準（以下「遊戯施設素線切れ要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては18本、8より鋼索にあつては24本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること。 (2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては10本、8より鋼索にあつては12本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが7本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が80%以下である場合は、1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。 (4) 谷部で素線切れが生じていること。 ロ 次に掲げる基準（以下「遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては12本、8より鋼索にあつては16本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。 (2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては9本、8より鋼索にあつては10本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが6本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が80%以下であること。

			錆び及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	<p>イ 次に掲げる基準（以下「遊戯施設及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。</p> <p>(2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。</p> <p>(3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。</p> <p>(4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。</p> <hr/> <p>ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること（以下「遊戯施設錆び及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準」という。）</p>
--	--	--	---------------	---	--

六 乗物関係	(二) 客席部取付装置	客席部分を吊るワイヤロープの径の状況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合にワイヤロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	<p>イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。</p> <p>ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。</p>
		客席部分を吊るワイヤロープの素線切れの状況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合にワイヤロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	<p>イ 遊戯施設素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。</p> <p>ロ 遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。</p>
		客席部分を吊るワイヤロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	<p>イ 遊戯施設錆び及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。</p> <hr/> <p>ロ 遊戯施設錆び及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。</p>

七 ガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。

(四)	ガイドロープ	径の状況	ガイドシュー等がガイドロープを移動する範囲内で最も摩耗が進んだ部分の直径及びガイドシュー等が移動する範囲以外の部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が移動する範囲以外の部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が移動する範囲以外の部分の直径と比較して92%未満であること。
		素線切れの状況	ガイドシュー等がガイドロープを移動する範囲内で傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 遊戯施設素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

該当箇所 抜粋

検査結果表
(遊戯施設)

当該検査に関与した検査者		氏名		検査者番号		
代表となる検査者						
その他の検査者						
遊戯施設番号						
番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
4 巻上装置						
(2) バルトコンベア巻上装置						
(3)	ワイヤロープ巻上装置	主索	径 最も摩耗した主索の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する遊戯施設素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本		
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%		
			主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()			
(4) 緊張装置						
6 乗物関係						
(1) 乗物						
(2)	客席部取付装置	ワイヤロープ	径 最も摩耗した丸鋼、リンクチェーン等の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%		
			丸鋼、リンクチェーン等本数 (本) 要重点点検の丸鋼、リンクチェーン等の番号() 要是正の丸鋼、リンクチェーン等の番号()			
			径 最も摩耗したワイヤロープの番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%		
			素線切れ 最も摩損したワイヤロープの番号() 該当する遊戯施設素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ワイヤロープの番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%			
		ワイヤロープ本数 (本) 要重点点検のワイヤロープの番号 () 要是正のワイヤロープの番号 ()				
(3)	走行台車	探傷試験	種類 超音波・磁粉・浸透液 実施年月日 年 月 日			
		台車先端軸	基準値 (mm) 現在値 (mm)			
		台車中心軸	基準値 (mm) 現在値 (mm)			
7 ガイドシュー等						
(4)	ガイドロープ	径 最も摩耗したガイドロープの番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%			
		素線切れ 最も摩損したガイドロープの番号() 該当する遊戯施設素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本			
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ガイドロープの番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%			
		ガイドロープ本数 (本) 要重点点検のガイドロープの番号 () 要是正のガイドロープの番号 ()				

(注意)

①～④ 略

⑤ 4(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び7(4)「ガイドロープ」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の主索の番号を記入するとともに、直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑥以下順送り